

日精診入会資格 内規について

日精診への正会員入会資格である「精神科を標榜する診療所の管理医師又はそれに準ずる医師であって、精神科を重点科目として診療に従事する者」の「準ずる医師」について具体的基準について、内規で以下のように定められていますのでお知らせいたします。
日精診へのご入会勧誘時のご参考にしていただけますと幸甚でございます。

【定款】第3章 会 員

(種 別)

第5条 (1) 正 会 員 精神科を標榜する診療所の管理医師又はそれに準ずる医師であって、精神科を重点科目として診療に従事する者

「それに準ずる医師とは」(内規)

→ 主たる診療を所属診療所において行っており精神科を重点科目として診療に従事し、所属診療所にて精神科医療の管理的立場にあり、精神科医師として、一定の経験、見識を備えている者。

参考：診療所での勤務状況（勤務時間等）も参考にさせていただきます。